

令和5年2月15日

報道機関 各位

公立大学法人北九州市立大学において、以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 被処分者	文学部人間関係学科 准教授 高西 敏正 55歳
2 処分年月日	令和5年2月7日（令和5年2月10日退職）
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 諭旨解雇
4 処分理由	<p>被処分者において、次の行為が確認された。</p> <p>①研究費不正使用 ②無許可兼業等 ③不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反</p> <p>これらの行為は、公立大学法人北九州市立大学職員就業規則第57条第1項第1号に規定する「正当な理由なく無断欠勤をした場合」、第3号に規定する「故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合」、第5号に規定する「本学の信用又は名誉を著しく傷つけた場合」及び第9号に規定する「前各号に定めるもののほか、この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合」に該当するため。</p>
5 事案の概要	別紙のとおり
6 お問い合わせ先	<p><無許可兼業、不正アクセスその他処分全般に関すること> 公立大学法人北九州市立大学事務局総務課 赤塚、舟橋 TEL：093-964-4004</p> <p><研究費不正使用に関すること> 公立大学法人北九州市立大学事務局地域連携課 藤嶋、三瀬 TEL：093-964-4463</p>

令和5年2月15日

公立大学法人北九州市立大学

教員の不適切行為について（研究費不正使用ほか）

I 概要

外部からの情報提供に基づく調査等により、被処分者において、次の不適切行為が認定・確認された。

1 研究費不正使用

(1) 内容

学外の第三者に研究費で購入した物品を研究以外の目的で貸与していた。

品名	取得価格	認定	財源
プリンター	12,420円	不適切な物品管理	大学自己資金
テレビ	37,800円		
小計	50,220円	—	—
FAX付電話	18,360円	目的外使用 (私的流用)	大学自己資金
デジタルカメラ	59,094円		科学研究費補助金
デジタルカメラ	54,000円		大学自己資金
ノートパソコン	172,800円		
小計	304,254円	—	—
合計	354,474円	—	—

(2) 経緯

令和3年 5月26日 通報の第一報

令和3年6月～11月 その後も度重なる通報

通報規程に基づく予備調査により研究費不正等の疑いが発覚

令和3年11月 9日 公的研究費窓口における不正使用の疑いの把握

令和4年 1月27日 公的研究費不正調査委員会設置

令和4年11月30日 日本学術振興会へ調査報告書を提出

(3) 調査体制

①調査委員

役職	補職名・氏名（～R4.3.31）	補職名・氏名（R4.4.1～）
委員長	研究担当副学長 中尾 泰士	
副委員長	特任教授 小野 憲昭	
委員	地域連携・国際担当部長 木村 潤	ひびきのキャンパス担当部長 梶原 浩之
委員	弁護士 富永 剛（学外委員）	
委員	国際化推進課長 岩田 和昌	総務課長 赤塚 直人

②調査方法等

調査対象年度：平成26年度～令和3年度

調査方法・手順：書面調査（対象年度内の被処分者に係る会計帳票等を検査）

実地調査（対象年度内に被処分者が購入した物品等の現物確認）

ヒアリング調査（被処分者2回、学外の第三者1回）

(4) 本学が公表までに行った措置

被処分者の全研究費を対象に、統括管理責任者（研究担当副学長）の承認がなければ支出できないこととした。（令和4年度分研究費から実施）

2 無許可兼業等

教員が兼業をしようとする場合は、本学兼業規程に基づき必要な許可を受ける必要があるにもかかわらず、被処分者にあつては、平成28年から令和3年までの6年間において、当該許可を受けることなく兼業に従事していた事実が539件、そのうち平日の勤務時間中に無断で業務を離脱して兼業に従事していた事実が305件確認された。

これらについても、外部からの通報に基づき聴取を行ったところ、被処分者が事実関係を認めたもの。

(1) 兼業先①

- ・派遣会社に登録して配送業（荷物の仕分け等）に従事（平成29年～令和3年）
- ・無許可兼業314件（うち平日の勤務時間中の従事80件）

(2) 兼業先②

- ・他校での非常勤講師として従事（平成30年～令和3年）
- ・無許可兼業120件（うち平日の勤務時間中の従事120件）

(3) 兼業先③

- ・他校での非常勤講師として従事（平成28年～令和3年）
- ・無許可兼業90件（うち平日の勤務時間中の従事90件）

(4) 兼業先④

- ・他校での非常勤講師として従事（平成30年）
- ・無許可兼業15件（うち平日の勤務時間中の従事15件）

3 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反

(1) 被処分者は、令和3年7月9日午後9時頃、本学キャンパス内の自身の研究室において、2回にわたり、自身の携帯電話機を使用して、他人のID及びパスワードを使用しチケット購入サイトにログインした。

(2) 同年11月3日、本学キャンパス内の被処分者の研究室において、当該法律違反嫌疑による警察の家宅捜索が行われた。

(3) その後、被処分者にあつては、同年12月22日に本件で略式起訴され、令和4年1月14日に略式命令により有罪（罰金刑）が確定した。

II 再発防止策

○研究費不正使用

- ・今回の事案を盛り込んだ内規等の改正及びコンプライアンス研修の実施
- ・内部監査における監査対象の拡大、現物確認の際の抜打ち性の確保
- ・物品等の自己確認に併せてコンプライアンス推進責任者等による管理状況の確認
- ・汎用性の高い物品については、購入の際に使用目的を確認

○無許可兼業等

- ・教員に対し、改めて兼業の許可制度の周知を図るとともに、その他サービスの届出についても適正な手続きを行うよう、今一度周知を徹底
- ・教員の勤務状況を把握するため、勤務状況を申告させる制度を導入し、所属長における管理監督の強化を図る予定

○その他

- ・教員のコンプライアンス意識を高めるための研修の実施